

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険証（被保険者証）の一斉更新について～

◆保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が平成 26 年 7 月 31 日をもって満了となるため、8 月以降は使用できなくなります。

7 月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、お持ちのピンク色の保険証を破棄し、黄緑色のものをご使用ください。

**新しい保険証の色は
黄緑色です**

新しい保険証の有効期限は、平成 27 年 7 月 31 日までです。
紛失したときや汚れたときは、再交付しますので役場窓口までお申し出ください。

◆減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成 26 年 7 月 31 日をもって満了となるため、8 月以降は使用できなくなります。有効期限は保険証と同じ平成 27 年 7 月 31 日までです。

引き続き交付対象に該当する方は 7 月中に減額認定証を交付しますので、8 月 1 日からはお持ちの水色の減額認定証を破棄し、黄色のものをご使用ください。

**新しい減額認定証の色は
黄色です**

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認のうえ、役場窓口へ申請してください。

○減額認定証の交付要件：下表の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	①世帯全員の所得が 0 円の方 （公的年金収入のみの場合、その受給額が 80 万円以下の方）
	②老齢福祉年金を受給されている方

医療費通知の発行を希望される方へ

被保険者の皆様に健康や医療に対する理解を深めていただくために、医療費を半年ごとにまとめ、発行を希望する方を対象に医療費通知を送付しています。

なお、今回の発行は 9 月（平成 26 年 1 月～6 月の医療費を対象）に行います。

新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または役場健康福祉課国保・介護グループへご連絡ください（電話でのご連絡だけで手続きできます）。

○すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方には、継続して発行しますので、連絡は不要です。

○この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。

※この通知を確定申告書などの医療費控除の領収書の代わりとすることはできません。

- 問合せ -

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011 - 290 - 5601（札幌市中央区南 2 条西 14 丁目 国保会館 6 階）
安平町役場健康福祉課国保・介護グループ ☎ ☎ 4555